

阿東文化協会会則

第 1 条 この会は、阿東文化協会と称する。

第 2 条 この会の事務局を阿東地域交流センター内に置く。

第 3 条 この会は、地域の文化に対する理解と関心を高めるとともに、文化団体相互の連絡提携を密にし、あらゆる文化活動の促進を図り、もって地域の文化向上に資することを目的とする。

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)各種文化活動の推進と奨励に関すること。
- (2)文化活動に関する調査、研究に関すること。
- (3)文化団体の連絡提携の強化と育成に関すること。
- (4)その他、この会の目的達成に必要なこと。

第 5 条 この会は、本会の趣旨に賛同する個人並びに団体をもって組織する。

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
幹 事	若干名
監 事	2名

第 7 条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。

会 長	理事の互選または推薦による。
副会長	理事の互選による。
理 事	各団体から1名、個人会員若干名。
幹 事	理事会の承認を得て会長が任命する。
監 事	総会において選出する。
顧 問	総会において選出することができる。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 会長は会務を総括し、この会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。

理事は会の運営をはかる。

幹事は理事を補佐し、会の業務にあたる。

監事は業務及び会計の監査を行う。

顧問は必要に応じて相談を受ける。

第 9 条 会長は、理事会の承認を得て、顧問をおくことができる。

第 10 条 会議は総会、理事会及び幹事会とし、会長が招集する。

第 11 条 総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算並びに事業計画に関すること。
 - (2) 会則に関すること。
 - (3) その他必要なこと。
- 2 理事会は次の事項を審議決定する。
- (1) 会の運営に関すること。
 - (2) 事業の実施に関すること。
 - (3) 文化祭に関すること。
 - (4) その他必要なこと。
- 3 幹事会は次の業務にあたる。
- (1) 事務局運営に関すること。

第 12 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

会費は年間個人会員1口500円、団体会員1口3,000円とする。

第 13 条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日終わる。

附 則

本会則は、平成4年4月1日から施行する。

この会は、平成7年9月6日から施行する。

この会は、平成14年4月1日から施行する。

この会は、平成22年4月28日から施行する。